

8 年 9 月 24 日

大阪市長 横山英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、

区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
小川 遼太	
守井 翔太	
SUN YUMENG	
上村 勇一	
DANG THI H UYNH HUONG	
GO HYEYEON	
YOO BYUNGJ IK	

(2枚のうち 2枚目)

氏 名	備 考
HENDERSON DANIEL	
SI THU BO SANN	
YANG JIXUA N	
VU DUC HIE U	
NGUYEN THI GIANG	
津田 眞吾	
LEE DONGSE OM	
MANESCHI J FRANCOIS	
SZABO PETE R	
NGUYEN THA NH HUNG	
VU VAN QUA NG	
安 偉	
PYAE SONE AUNG	
POLAKOWSKI DAMIEN	
ZHU ZIYI	
WAN LITING	
LI HAOYUAN	
BALAMI UDH AV	
KIM MINAH	

8年9月24日

大阪市長 横山英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、

区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
LU JUNYAN	
高橋 剣	
高田 誠	
YIN BANGSH AO	
XIE FAN	
CHOI HYUNJ ONG	
BUI HAI NI NH	

8年9月24日

大阪市長 横山英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、
国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、

区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
芝田 聖弥	

8 年 9 月 24 日

大阪市長 横山英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、
国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、

区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
小川 遼太	
BUDDHIKA K ALHARA	
熊谷 翔太	
香本 元気	
鈴木 星輝	
松永 零	
今井 邦和	